

議案第85号	三田市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について								
農村整備課	三田市ふれあい農園について、継続使用期間の上限を撤廃し、許可期間の終期を見直すに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。								
内 容	<p>【関係法令】 なし</p> <p>【改正内容】</p> <p>使用期間（第6条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 第6条第1項中「許可を受けた日から1年間」を「<u>使用期間の開始日から当該年度の末日まで</u>」に改める。 第2項ただし書「ただし、連続して5年を超えて使用することはできないものとする。」を削除する。 <p>使用料（第7条関係）</p> <p>第7条 使用者は、第5条第1項に規定する許可の際に、<u>1区画当たりの面積に応じ、次の表の右欄に掲げる額</u>に使用期間の開始日が属する月から当該年度の末日が属する月までの月数を乗じて得た額を前納しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 区画当たりの面積</td> <td><u>1月当たりの使用料</u></td> </tr> <tr> <td>15㎡</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>30㎡</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>60㎡</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により<u>2年間継続して使用したものに係る3年目以降の1月あたりの使用料は、前項の表の右欄に掲げる額に100分の90を乗じて得た額とする。</u></p> <p>【施行期日】 平成29年4月1日</p>	1 区画当たりの面積	<u>1月当たりの使用料</u>	15㎡	1,000円	30㎡	1,600円	60㎡	2,500円
1 区画当たりの面積	<u>1月当たりの使用料</u>								
15㎡	1,000円								
30㎡	1,600円								
60㎡	2,500円								